

福岡市内宿泊事業者の人材確保支援に係る  
イベント実施・セミナー開催業務等の  
業務委託 仕様書  
(企画提案時)

令和5年6月

公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー

本仕様書は、「福岡市内宿泊事業者の人材確保支援に係るイベント実施・セミナー開催業務等の業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、公益財団法人 福岡観光コンベンションビューローと受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。なお、本仕様書において、甲とは公益財団法人 福岡観光コンベンションビューローをいい、乙とは提案者をいう。

## 1. 委託事業名

福岡市内宿泊事業者の人材確保支援に係るイベント実施・セミナー開催業務等の業務委託

## 2. 履行期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

## 3. 事業目的

市内宿泊事業者は、コロナ禍での人流の途絶により、宿泊需要の低迷、収益の減少等、多大なる影響を受けており、そのことで多くの従業員が宿泊施設を離れ、人員縮小を余儀なくされる状況が生じた。令和4年10月以降、観光需要は着実に回復を続けている一方、業界全体として需要回復に見合う人員を確保することができておらず、民間調査では、最も人出不足が深刻な業界との結果報告もなされているところである。

そのような中、福岡市内の宿泊事業者における人材確保を支援し、機会損失の発生を抑止すると共に、各施設の更なる成長・発展に繋げていくことを目的として、宿泊事業者と求職者をマッチングするイベントの開催及び人材不足対応に係るセミナーの実施業務を委託するものである。

## 4. 委託内容

### (1) 全体業務関連

- 本仕様書5以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- (2) から(5) の業務を適正・適法に遂行するための実行体制や実施計画、個人情報管理の観点を踏まえて提案すること。
- 本業務の遂行にあたっては、定期的なミーティングや内容に応じた随時の相談、報告等、甲と緊密に連携を図りながら進めること。

### (2) 宿泊事業者に特化した企業合同就職説明会の実施について

- 福岡市内の会議場等を会場とし、福岡市内の宿泊事業者（以下事業者）と宿泊業への就労に興味関心を持つ人材（以下求職者）をマッチングする企業合同就職説明会を開催すること。
- 開催時期は10月～12月の期間中とし、事業者及び求職者の参加が多く見込まれる時期について提案書の中に記載すること。
- 合同就職説明会及びマッチングを成立させるための仕組みやそれに用いる入力フォーム等のシステムの提供、事業者・求職者双方に係る質問対応及び情報提供、ブース設置等の当日の運営等については全て、甲と協議の上、乙において実施すること。以上のことについては、想定している内容についてできる限り提案書に記載すること。
- 本説明会の求人対象となる職種については、宿泊施設運営に係る職種（総合職、マーケティング、フロント、飲食、清掃業等）を広く対象とし、正社員だけでなく、アルバイト・パート等も含めて募集できるものとする。

- 事業者に対する参加の呼びかけは甲及び福岡市において行うが、その際に用いる申込上の注意や申込時に必要な事項等をまとめた資料又はWEBページ等は乙において作成すること。  
なお、参加事業者の募集は20社程度を目標とする。
- 参加事業者のブース設置に係る費用負担は無料とする。ただし、本説明会に参加した求職者に、宿泊施設での就労に興味・関心を持ってもらうための仕掛けとして、各事業者に対して特典等のインセンティブ提供を依頼することとする。
- 参加する求職者数の目標は最低100名以上とし、乙が目標とする求職者数について提案書の中に記載すること。併せて、その目標を達成するための具体的な求職者募集に係るプロモーション方法や、主な求職者のターゲット、目標数達成に至るロジックについても記載すること。プロモーションについては、WEB広告の手法のみではなく、その広告を閲覧した方が参加したくなるような創意工夫を検討すること。
- 求職者の参加方法については、事前申込を想定しているが、当日自由参加での実施やいずれの参加も可とする等、参加する求職者の最大化が図れる方法を自由に提案すること。
- 甲及び福岡市が用いる求職者獲得に向けたプロモーションツールとして、求職者向けのチラシデータを作成すること。
- 本説明会においては、宿泊業の魅力や具体的な業務内容の認知拡大も目標の一つとしていることから、一般的な合同就職説明会の内容にとどまらず、当会場において、上記目標を達成するための仕掛けや創意工夫について提案すること。
- 事業者及び求職者からの問い合わせについて、対応時間や対応方法について提案書の中に記載すること。

### (3) 人材不足解消をテーマにしたセミナーの開催について

- 宿泊事業者（以下事業者）の求人募集に係るノウハウの提供や、新たな人材獲得方法の提案、人材不足対応に係る省人化等を目的としたDX推進など、人材不足状況改善の一助となる即効性のある宿泊事業者向けセミナーを開催すること。
- セミナーについては、開催可能なできる限り早いスケジュールを提案すること。
- 日数やセミナー数については、上記内容を考慮の上、自由に提案すること。
- 事業者の集客に向けては、甲及び福岡市より市内宿泊事業者に対する情報提供を行う予定であるが、乙において別途実施可能な取組があれば自由に提案すること。また、甲及び福岡市が情報提供を行う際に用いる、セミナー内容の分かる募集チラシデータを作成すること。なお、事業者の集客目標は50社以上を想定している。
- セミナーに参加した事業者に対しては、①の企業合同就職説明会の告知・案内も行うこと。

### (4) アンケート等による調査及び報告書の作成について

#### ① アンケート等による調査について

- 企業合同就職説明会終了後1か月以内を目途に、参加した宿泊事業者（以下事業者）に対し、アンケート等の方法により、参加の満足度や課題、その他感想等についての調査を行うこと。少なくとも「今回の取組に関する満足度」、「次回開催があった場合の参加意向」、「マッチングした参加者とのその後の進捗（採用の状況）」については調査項目とし、その他の項目については、乙からの提案に基づき、甲と協議の上決定する。なお、回収率は事業者数に対し9割以上を目標とする。
- 参加した求職者に対し、アンケート等の方法により、参加の満足度や課題、その他感想等についての調査を行うこと。調査の手法については提案書の中に記載すること。

## ②報告書について

- 各イベントの参加者数や聞き取り調査などの詳細について、わかりやすく取りまとめのうえ、期間内に報告すること。
- 必ず課題点と反省点を記載のうえ、今後の宿泊業の人材確保支援についての提言等について、考察し記載すること。

## (5) その他

- 仕様書に記載の他、宿泊事業者や参加求職者にとってメリットとなり、実現可能な取り組みについては、自由に提案すること
- 日常の企業活動の中で、取り組まれている地域活性化に類する具体的な活動内容や、今回の事業を取組むにあたってのモチベーションやパッションなどについても、自由にご記載ください。

## 5. 業務遂行にあたっての基本的な考え方

- (1) 受注者は、業務従事者が、参加する宿泊事業者及び参加求人者に対して懇切丁寧な接客態度で臨み、不快感を与えるような言動をとらないよう留意しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び規程等を遵守し、誠実に責務を果たすとともに、必要な届出・手続き等を遅滞なく行うものとする。
- (3) 発注者及び受注者は、適正かつ円滑な業務を行うため、必要な協議・調整を行い、密接な連携を図るものとする。
- (4) 発注者は、業務の遂行に当たり、指示する必要があると認めるときは、受注者に対しこれを行うことができる。

## 6. 業務従事者の管理体制

- (1) 受注者は、全般的な業務監督並びに発注者と業務従事者との連絡調整及び業務従事者の指導・監督を行う業務遂行責任者を選任し、書面をもって発注者に届け出ると共に、発注者の同意を得なければならない。  
なお、その職員が不在の場合でも、緊急の事態に備えて受注者及び業務従事者と常時連携がとれる体制をとらなければならない。  
また、契約期間中に業務遂行責任者を変更する場合は、あらかじめ書面をもって発注者に届け出ると共に、発注者の同意を得なければならない。
- (2) 業務従事者の配置及び選考  
業務従事者の選考及び配置等にあたっては、受注者が実施する。  
ただし、業務従事者については、本委託業務の遂行に必要な知識及び技能を有するものであること。

## 7. 受注者の責務

- (1) 法令等の順守  
業務従事者は、関係法令及び保安関係規程類を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって、誠実に責務を果たすこと。
- (2) 守秘義務  
受注者及び業務従事者は、業務の実施に当たり、業務上知りえた秘密を契約期間中及び契約終了後においても漏えいしてはならない。また、業務従事者においては、退職後も同様とする。

(3) 信用失墜行為の禁止

受注者及び業務従事者は、業務の実施に当たり、福岡市及び福岡観光コンベンションビューローの信用を失墜する行為をしないこと。

(4) 個人情報の適切な取扱

受注者は、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止し、業務上知りえた個人情報の秘密保持に努めなければならない。

**8. 費用の負担**

本業務委託の履行に必要な物品は、受注者が準備すること。

**9. 損害賠償**

(1) 受注者の故意または過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受注者が賠償の責任を負うものとする。

(2) 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により福岡市及び福岡観光コンベンションビューローに損害を与えた場合はその損害を賠償する責めを負うものとする。

(3) 受注者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、福岡市及び福岡観光コンベンションビューローは一切の責めを負わないものとする。ただし、福岡市及び福岡観光コンベンションビューローの責めに帰する場合はこの限りではない。

**10. その他**

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

ただし、この仕様書に定めのない事項であっても、発注者が特に必要と認めた軽易な業務については、発注者の指示に従わなければならない。

以上